

駅西口跨線橋のエレベーター設置 JR東日本との協議状況

議員 平塚駅西口跨線橋には、エレベーター等が設置されていないため、高齢者や障害者等が利用しにくい状況である。この跨線橋のバリアフリー化に係るJR東日本との協議状況を聞きたい。

都市整備部長 駅西口跨線橋のバリアフリー化は西口再開発事業の中で協議を進めているが、跨線橋南側の整備についてはJR東日本の用地を借用することとなるため、位

置や面積等について協議を始めている。なお、JR東日本では二〇一〇年までに駅構内をバリアフリー化することを優先しており、駅構外の整備については行政が主体的に進めるものと位置付けている。

議員 今年八月、駅西口跨線橋の南北へのエレベーター設置を要望する嘆願書が花水地区八自治会から市長に提出されたが、エレベーター設置につい

ての市の考えを聞きたい。

都市整備部長 エレベーターの設置により、駅の南北を往來する際の利便性が高まり、中心市街地の活性化にもつながると考える。しかし、駅西口再開発の事業化には時間を要することから、跨線橋へのエレベーター設置については、再開発事業と切り離すことが可能か早急に検討する。その後、JR東日本と協議を行い実現に向け努力したい。



スロープが設けられている総合体育館

議員 当初の(仮称)平塚市建築条例の原案から、地区計画に関する規定を除外した理由を聞きたい。

都市政策部長・建築指導課長 今後制定予定の(仮称)平塚市都市づくり条例の中で、地区計画を都

市計画決定するに当たったの仕組みづくりなどを規定することを考えている。これとの混同を避け、また五領ヶ台地区の地区計画の変更と真田・北金目地区の新たな地区計画が整った段階で、別途、地区計画についての条例を策定するため地区計画に関する規定を外した。

議員 建築基準条例案では原条例に規定していない建築基準の新設や緩和

等に関する規定が設けられていないが、関係法令との整合は図ったのか。

都市政策部長 建築基準法、神奈川県福祉の街づくり条例等との整合を図り条文を構成している。

避難施設等の基準
高齢者等への配慮は

議員 建築基準条例案の避難施設等に関する新たな基準は、高齢者や障害者等の利用環境を考慮して規定したのか伺いたい。

都市政策部長 平成十九年四月にハートビル法と交通バリアフリー法が統合されるのを受け、県条例も見直される見込みである。その動向を踏まえ対応を考えていきたい。

る。なお、誰もが快適に利用できる基準を定めた県条例の「望ましい水準」に係る部分は、福祉関連法である通称「ハートビル法」による審査や県条例による事前協議を通じて、建築基準条例の補完をしていきたい。

議員 福祉と安全を強化した、より独自の性のある条例を策定する考えを聞きたい。

都市政策部長 平成十九年四月にハートビル法と交通バリアフリー法が統合されるのを受け、県条例も見直される見込みである。その動向を踏まえ対応を考えていきたい。

平塚市建築基準条例の制定 地区計画の規定外した理由聞く

に、地方の実情等に合わせた建物などの建築基準を定める平塚市建築基準条例は、「安心・安全のため新たに制定するものであるが、この時

加に伴い、市が直接建築確認を行ってきめ細かな行政指導をすることが限界となっている。②昨年発覚した耐震強度偽装問題等を受け、市民生活に密着した建築行政の運営には一層の安心・安全を図ることが重要となっている。③平成十六年の建築基準法の改正により、斜面地のマンション建設等において、地盤面を条例で指定することが可能となった。これらにより、本市の実情を反映した独自条例の制定が必要と考

え、提案した。

議員 当初の(仮称)平塚市建築条例の原案から、地区計画に関する規定を除外した理由を聞きたい。

都市政策部長・建築指導課長 今後制定予定の(仮称)平塚市都市づくり条例の中で、地区計画を都

市計画決定するに当たったの仕組みづくりなどを規定することを考えている。これとの混同を避け、また五領ヶ台地区の地区計画の変更と真田・北金目地区の新たな地区計画が整った段階で、別途、地区計画についての条例を策定するため地区計画に関する規定を外した。

議員 建築基準条例案では原条例に規定していない建築基準の新設や緩和

等に関する規定が設けられていないが、関係法令との整合は図ったのか。

都市政策部長 建築基準法、神奈川県福祉の街づくり条例等との整合を図り条文を構成している。

避難施設等の基準
高齢者等への配慮は

議員 建築基準条例案の避難施設等に関する新たな基準は、高齢者や障害者等の利用環境を考慮して規定したのか伺いたい。

都市政策部長 平成十九年四月にハートビル法と交通バリアフリー法が統合されるのを受け、県条例も見直される見込みである。その動向を踏まえ対応を考えていきたい。

建築紛争の減少に向け 開発事業指導要綱の条例化の考えただす

議員 平塚市開発事業指導要綱は、良好な生活環境の整備を図るために昭和五十二年に制定し、平成九年に全面改正している。改正以降のマンシヨ

ン建設や大型の開発事業について、事業主と近隣住民との間で生活環境に関するトラブルはどの程度発生したのか伺いたい。

都市づくり・景観担当部長(以下、都市づくり担当部長) 開発事業の届出件数は九年度から十七年度までの九年間で、合

計三七四九件であった。このうち、建築紛争相談件への相談件数は合計七一件であった。なお、建築紛争相談の内容は、開発事業に伴い日照・展望の障害が予想されるなどの相談であった。

議員 要綱に基づく指導では限界があるため、現在、県内一九市のうち、すでに一〇市が開発事業指導要綱の内容を条例化している。本市では要綱を条例化する考えはあるのか。

市長・都市づくり担当部長 都市の健全な発展と秩序ある良好なまちづくりを行うためには、市民事業者および市の三者が都市づくりの基本理念を共有し、適切な役割分担のもとに相互に協働していくことが必要と考えている。そのため、今後策定予定の平塚市都市づく

る。なお、誰もが快適に利用できる基準を定めた県条例の「望ましい水準」に係る部分は、福祉関連法である通称「ハートビル法」による審査や県条例による事前協議を通じて、建築基準条例の補完をしていきたい。

議員 福祉と安全を強化した、より独自の性のある条例を策定する考えを聞きたい。

都市政策部長 平成十九年四月にハートビル法と交通バリアフリー法が統合されるのを受け、県条例も見直される見込みである。その動向を踏まえ対応を考えていきたい。

土屋・吉沢地区 農業集落排水事業 整備費縮減で計画見直しへ

業の計画が進められている。基本計画発表後に加入世帯の見直しが行われたと聞くが、その具体的な内容を伺いたい。

下水道部長 管路敷設の工事費は一日当たり約一〇万円であり、また、マンホールポンプの設置には一基当たり約一〇〇万円の経費を要する。このため、集落から離れている家屋やポンプアップが必要な家屋などについて、費用対効果を考え、接続しない方針とした。なお、見直し前の加入予定戸数は一〇二五戸で、対象人数は四〇六三人である。

議員 地元の推進協議会等の役員には計画の見直しについての説明は行っているのか。

下水道部長 総事業費を可能な限り縮減する方針を役員に説明している。

汚泥を堆肥化
農地などに還元

議員 本市では、この農業集落排水事業において、し尿と生活雑排水から発生する汚泥を堆肥化する県内初の資源循環施設を設置することだが、施設の内容を伺いたい。

下水道部長 この施設は汚水処理施設から排出された汚泥に生糞や稲わら

を達成できないため、別途都市づくり条例を策定する考えである。

議員 都市づくり条例の策定期間が長期化すると、建築紛争による市民等への影響が生じると考

議員 現在、(仮称)平塚市都市づくり条例の原案作成に向け作業中とのことだが、都市づくり条例を策定して開発事業指導要綱の内容を規定しようとする理由を聞きたい。

市長・都市づくり担当部長 地方分権一括法の制定に伴い、地方自治法や都市計画法が改正された。この改正の趣旨は地域の特性に応じたまちづくりの展開等であり、「地区計画等の作成手続き」、「都市計画の提案制度」等について、自治体の条例に委任される部分が多くなった。開発事業指導要綱の規定を条例化する



中高層ビルが建ち並ぶ駅前大通り

等、副資材を混合し、発酵させて堆肥化する施設であり、一日当たり約三四〇キログラムの生産量を見込んでいる。

議員 汚泥を堆肥化するメリットを聞きたい。

下水道部長 汚泥を堆肥として農地に還元することで、土壌が活性化して効率的に農作物が生産できるとともに、経済性も向上することなどが挙げられる。

議員 堆肥の使用者の想定はどのように考えているのか伺いたい。

下水道部長 地元をはじめ市内の農家、市民農園等の利用者を考えている。が、この条例の制定予定時期を伺いたい。

市長 十八年度中に制定する予定であるが、市民や事業者等の理解を得られない場合は先送りもやむをえないと考えている。

平塚市開発事業指導要綱の条例化を求める決議

本市の開発事業指導要綱は、開発行為や建築行為に対する指導規範として、秩序ある市域の開発を目指して、健全な都市環境の確保と良好な生活環境の整備を図るため、長年にわたり重要な役割を果たしてきたと認識しております。

しかし、要綱による指導には限界があり、国も都市計画法の改正を行い、国土交通省も指導要綱の条例化を求めてきて

平塚市議会